



児童手当の制度が一部変更になります

☎ 保健福祉課 児童福祉係 ☎476-1111 (145)

令和4年10月支給分から 特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます！！

【ご注意ください】 児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。
※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、**改めて認定請求書の提出等が必要となります。**

(単位：万円)

扶養親族等の数 (例)		① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
		所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	前年末に児童が生まれていない場合等	622	833.3	858	1071
1人	児童1人の場合等	660	875.6	896	1124
2人	児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等	698	917.8	934	1162
3人	児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等	736	960	972	1200
4人	児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等	774	1002	1010	1238
5人	児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等	812	1040	1048	1276

※ 児童を養育している方の所得が、上の表の① (所得制限限度額) 未満の場合は児童手当を、所得が①以上② (所得上限限度額) 未満の場合は法律の附則に基づく特例給付 (児童1人当たり月額一律5,000円) を支給します。
注) 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族 並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

今年から 現況届の提出が不要になります！！

毎年6月に提出していただいていた現況届が、受給者の現況を公簿等で確認することで、原則、提出不要となります。※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が大崎町と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、大崎町から提出の案内があった方

その他

以下の変更事項があった方は市町村に届出をお願いします。

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき (他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき (受給者が公務員になったときを含む)
- ⑥ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

なお、公務員の方は、勤務先から児童手当が支給されますので、勤務先にご確認ください。